



2021年度協約改訂で改善を勝ち取ろうシリーズ③

会社に「そのような考えはない」 以外の回答はないのか！ 2021年度労働協約改訂第2回団交

本部は本日、2021年度労働協約改訂及び労働条件改善の第2回団体交渉を開催しました。会社は、本部が提出した『申第5号』に対する回答を行いましたが、ほぼ全てにおいて「そのような考えはない」という不誠実な回答に終始しました。

以下、新たに申し入れた主な項目と回答です。

組合：新幹線乗務員のトイレ問題等が発生したことを踏まえ、新幹線車掌の乗り組みについて運転士資格を有する車掌を含め3名体制とすること。

会社：そのような考えはない。代替乗務員がいないような場合は、列車を停止させ必要な対応を行う。

組合：新幹線の全駅、全ホームに車いす用のスロープを設置すること。

会社：必要な渡り板は各駅に十分に配備しているため、現行以上の配備の予定はない。

組合：乗務員の規程の訂正などは、指導訓練内で行うこと。それによれない場合は、超過勤務で行うこと。

会社：訓練時間内で実施する必要はなく、また原則として、時間外労働として実施するよう指示することもない。

組合：出向先の年間労働時間数が1,837.5時間を超える場合は超勤手当として支給すること。

会社：年間所定労働時間数について変更する考えはない。

組合：休養室のシーツ交換は、業者が行うこと。

会社：全職場のシーツ類を使用する都度交換するとなると作業量が膨大になり、関係会社において対応することは現実的に困難である。

組合：無利子貸付制度を新設すること。

会社：無利子貸付制度を設ける考えはない。

組合：新型コロナウイルス慰労金として、1人10万円を支給すること。

会社：慰労金を支給する制度を設ける考えはない。

組合：出向先がJR本体より年間休日数が少ない場合の措置として、差し引き日数に相当する労働時間をD単価（休日出勤）で支給すること。

会社：賃金の特別措置をしており、そのような考えはない。